

草加市セーフティネット保証利用支援補助金【拡充】

融資額3,000万円までの部分について支払った信用保証料及び利子を全額補助します

信用保証料補助金の拡充

新型コロナウイルス感染症による売上減少に伴い、埼玉県の経営安定資金または新型コロナウイルス感染症対応資金による融資を受けた際に中小企業者が支払った信用保証料を補助します。



受付期間

令和2年6月19日（金）から令和3年3月31日（水）まで
（埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金をご利用の方は、2月26日（金）まで）
・原則、融資実行から1か月以内を目安に申請をお願いします。



対象となる事業者 次の要件を全て満たす方

- ☑ 令和2年3月2日以降、セーフティネット保証5号認定を取得し、埼玉県経営安定資金又は埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受け、信用保証料を支払った方
- ☑ 市内に主たる事業所を有する中小企業者の方
- ☑ 市税等の滞納がない方（納税猶予中の方も可）
- ☑ 国の信用保証料の減免措置が適用されても、負担すべき信用保証料が発生した方



対象となる費用

令和2年3月2日から令和3年3月31日（新型コロナウイルス感染症対応資金は、令和2年5月1日から令和3年1月31日）までに支払った信用保証料。



補助金額

融資額3,000万円を上限として、支払った信用保証料を全額補助します。
※制度拡充前の補助金を受給した中小企業者についても、拡充後の要件で積算した補助額との差額を交付します。

▼参考例：埼玉県経営安定資金で5,000万円の融資を受け、10年で返済する場合

【実際に支払う信用保証料】

$5,000\text{万円} \times 0.68\% \times \text{返済期間}10\text{年} \times \text{分割係数}0.55 = 1,870,000\text{円}$

【補助金額】

$3,000\text{万円} \times 0.68\% \times \text{返済期間}10\text{年} \times \text{分割係数}0.55 = \underline{1,122,000\text{円}} \text{ 補助}$

申請の流れ



感染拡大防止の観点から、原則、電子申請（具体的な手続は裏面をご覧ください。）をお願いしています。なお、申請からおおむね2週間程度でのお振込みを予定しています。



電子申請の手順

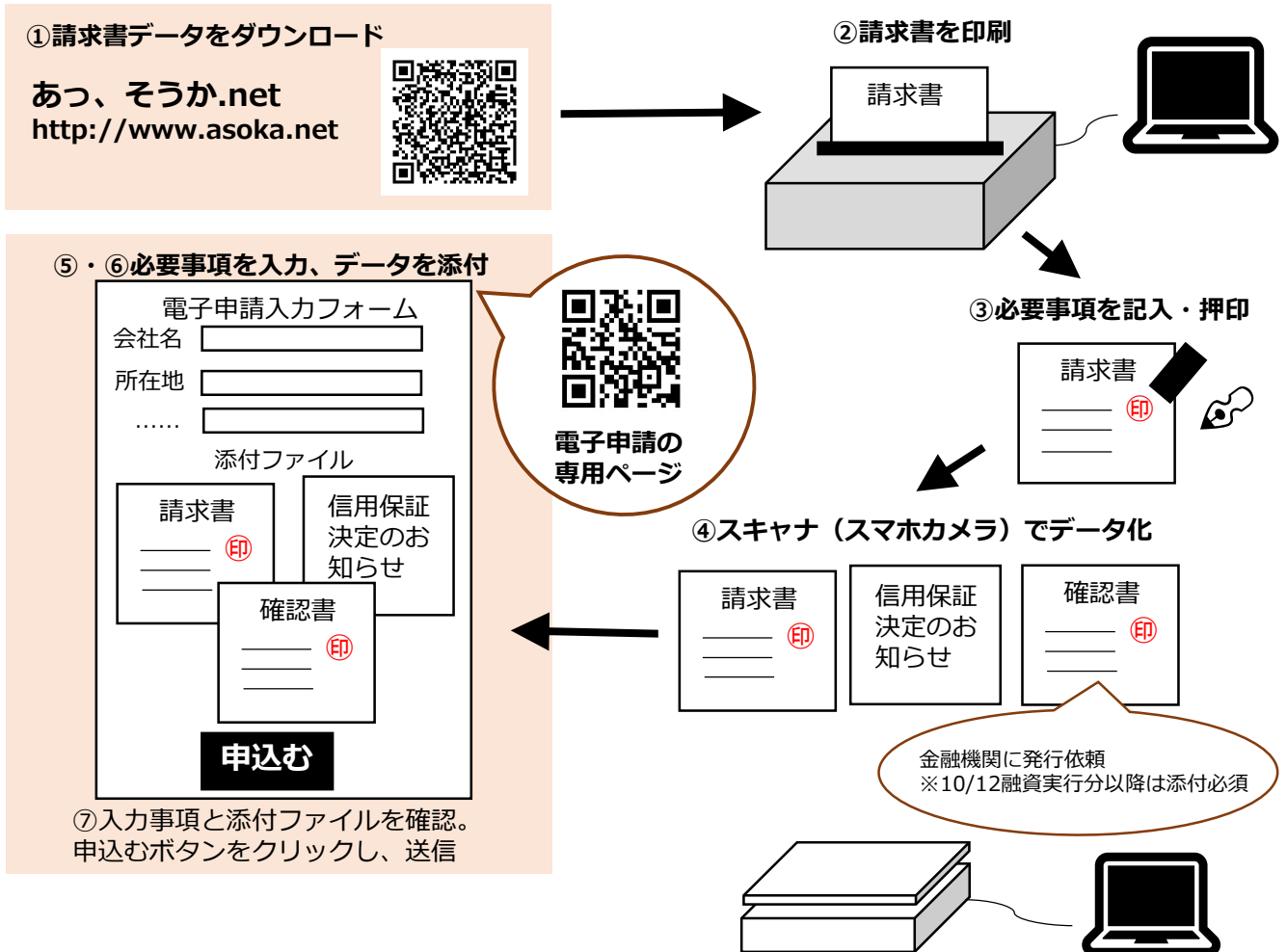
◆必要書類

- (1)草加市セーフティネット保証利用支援補助金交付請求書(信用保証料) (所定書式。以下「請求書」)
 - (2)信用保証決定のお知らせ(融資実行後、金融機関から交付されます。)
 - (3)草加市セーフティネット保証利用支援補助金 確認書(金融機関に発行依頼をお願いします。)
- ※令和2年10月12日(月)融資実行分からは、確認書の提出を必須とします。

◆申請手順

- ①産業振興支援情報サイト「あっ、そうか.net」(QRコード)で請求書(記入例付き)をダウンロード
- ②請求書を印刷
- ③記入例に従い請求書に必要事項を記入し、押印(法人は代表者印・個人は個人印。シャチハタ不可)
- ④請求書と信用保証決定のお知らせをスキャナで読み取り(カメラで撮影)データ化(PDFか写真データ)
- ⑤電子申請の専用ページで申請フォームに必要事項を入力
- ⑥電子申請の専用ページで請求書と信用保証決定のお知らせのデータを添付ファイルにアップロード
- ⑦電子申請の入力事項と添付ファイルを確認の上、『申込む』をクリックし、送信

手順のイメージ



—電子申請が難しい方及び制度拡充後の追加交付を申請する場合—

産業振興課窓口又は産業振興支援情報サイト「あっ、そうか.net」から、請求書をダウンロードで入手し、記入例に従い必要事項を記載の上、併せて上記「電子申請の手順」に記載されている「必要書類」3点を、産業振興課宛てに郵送してください。

NEW! 支払利子への補助

埼玉県の間営安定資金または新型コロナウイルス感染症対応資金による融資を受けた際に中小企業者が支払った利子について補助し、最大3年間（36か月間、以下同様）実質無利子化します。



受付期間

令和3年1月4日（月）から令和3年3月31日（水）まで

※令和3年1月以降に支払う利子については、令和4年1月以降に申請をお願いします。



対象となる事業者 次の要件を全て満たす方

- 令和2年3月2日以降、セーフティネット保証5号認定を取得し、埼玉県間営安定資金又は埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受け、利子（延滞利子を除く。以下同様）を支払った方
- 市内に主たる事業所を有する中小企業者の方
- 市税等の滞納がない方（納税猶予中の方も可）



対象となる費用

融資実行後3年以内に支払った利子。



補助金額

毎年1月1日から12月31日まで（令和2年度にあつては、令和2年3月2日から同年12月31日まで）の間に支払った利子の合計額のうち、融資額3,000万円までの利子相当額を上限として、3年間補助します。

▼参考例：埼玉県間営安定資金で5,000万円の融資を受け、10年で返済する場合

【実際の支払利子額】…①

5,000万円 × 融資利率0.6% ÷ 12か月 = 25,000円

【補助金額】…②

3,000万円 × 融資利率0.6% ÷ 12か月 = **15,000円**

支払初月の利子額
2回目以降は下表のとおり

		利子支払額					
融資額		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
①	50,000,000	25,000	24,798	24,596	24,393	24,191	23,988
②	30,000,000	15,000	14,879	14,757	14,636	14,514	14,393



必要書類・申請方法

令和2年度の支払利子への補助金は、令和3年1月に申請していただく予定です。詳細につきましては、令和2年12月頃に対象となる事業者の方に別途ご案内します。

お問合せ先

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

草加市自治文化部産業振興課

電話：048-922-3477（直通）

Fax：048-922-3406

e-mail：sangyosinko@city.soka.saitama.jp